

別表第一の一の項の表第二欄中「第四十六条第五項」を「第四十六条第六項」に改める。  
 様式第六の備考8中「1」すべての他人の特許権、特許権の存続期間の延長登録、実用新案権、意匠権、商標権及び防護標章登録に基づく権利に関する無効審判の請求及びその取下げ」や「1」すべての他人の特許権、特許権の存続期間の延長登録、実用新案権、意匠権、商標権及び防護標章登録に基づく他人の特許に関する特許異議の申立て及びこれらの取下げ登録に基づく権利に関する無効審判の請求及びその取下げ」に改める。

様式第九の備考24中「第43条の2第3項」を「第43条の3第3項」に改める。  
 様式第十一の備考23中「同法第43条の2第3項」を「意匠法第15条第1項において準用する特許法第43条の3第3項」に改める。

第八条 工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令の一部改正  
 産業省令第六十四号)の一部を次のように改正する。  
 第一条第一項及び第七條第二項中「第十八条第五項」を「第十八条第三項」に改める。  
 (弁理士法施行規則の一部改正)

第九条 弁理士法施行規則(平成十二年通商産業省令第四百十一号)の一部を次のように改正する。  
 第三十六条第四号中「第三十条の二」を「第三十条」に改める。  
 (経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部改正)

第十条 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則(平成二十六年経済産業省令第一号)の一部を次のように改正する。  
 第五十四条中「納付すべき手数料」の下に「同項に規定する同表の第三欄に掲げる金額の範囲内において同項の政令で定める金額に係る部分に限る。」を加える。  
 第五十六条中「第十五条」を「第十条」に改める。

附 則

第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年四月一日)から施行する。  
 (特許法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の特許法施行規則(以下この条及び次条において「新特許法施行規則」という。)第三十八条の六の三ただし書の規定は、この省令の施行前に第一条の規定による改正前の特許法施行規則(以下この条及び次条において「旧特許法施行規則」という。)第三十八条の六の三に規定する期間内に特許法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正前の特許法(以下「旧特許法」という。)第三十条第三項に規定する証明書の提出がなかった場合については、適用しない。

2 新特許法施行規則第三十八条の十四第一項ただし書の規定は、この省令の施行前に旧特許法施行規則第三十八条の十四に規定する期間内に千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約(以下この条及び次条において「特許協力条約」という。)第八条の規定による優先権の主張を伴う国際特許出願又は特許法第百八十四条の二十第一項の申出をする者によって、特許協力条約に基づく規則(次条において「規則」という。)17.(a)に規定する優先権書類の提出がなかった場合については、適用しない。

(実用新案法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の実用新案法施行規則第二十三条第七項において準用する新特許法施行規則第三十八条の十四の規定は、この省令の施行前に旧特許法施行規則第三十八条の十四第一項に規定する期間内に特許協力条約第八条の規定による優先権の主張を伴う国際特許出願又は実

用新案法第四十八条の十六第一項の申出をする者によって、規則17.(a)に規定する優先権書類の提出がなかった場合については、適用しない。  
 (商標法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この省令の施行前にした商標登録出願については、第三条の規定による改正前の商標法施行規則の規定は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。  
 (特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第六条の規定による改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則(次項において「新国際出願法施行規則」という。)第二十八条の三の規定は、この省令の施行後にする国際出願について適用し、この省令の施行前にした国際出願については、なお従前の例による。

2 新国際出願法施行規則第八十二条第二項において準用する特許法第九十五条第十三項の規定は、この省令の施行前に第六条の規定による改正前の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則第八十二条第二項において準用する旧特許法第九十五条第十二項に規定する期間内に同条第十一項の規定による手数料の返還の請求がなかった場合については、適用しない。  
 (意匠法施行規則の一部改正)

第六条 意匠法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十二号)の一部を次のように改正する。  
 第十九条第一項中「及び第十四号」を「第九号から第十一号及び第十七号」に改め、「第十一条の二」の下に「から第十一条の二の三まで」を加え、「九 審判の請求」を「十二 審判の請求」に、「第十五条」を「第十条」に改め、「特許法等関係手数料令(昭和三十五年政令第二十号)第一条の三」の下に「産業競争力強化法施行令(平成二十六年政令第十三号)第十七条から第十九条まで」を、若しくは第二項の下に「第二十七条の四の二第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)、第三十一条の二第七項」を、「第三十八条の二第三項」の下に「第三十八条の十四第四項(同条第六項において準用する場合を含む。)」を、「特許法等関係手数料令第一条の三」の下に「産業競争力強化法施行令第十七条から第十九条まで」を加え、「様式第六十一の二」を「様式第六十一の六」に改め、同条第三項中「及び第二項」を「第三項及び第四項」に改め、同条第八項中「第八章」を「第九章」に改める。  
 様式第二の備考32中「第27条の4第1項」を「第27条の4第3項」に改める。

(特許法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)  
 第七条 特許法施行規則等の一部を改正する省令(平成九年通商産業省令第二十一号)の一部を次のように改正する。  
 附則第二項中「第四十六条第五項」を「第四十六条第六項」に改める。

○経済産業省令第七号

特許法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第三十六号)の一部の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、特許法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年二月二十日  
 経済産業大臣 宮沢 洋一

特許法施行規則等の一部を改正する省令  
 (特許法施行規則の一部改正)

第一条 特許法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十号)の一部を次のように改正する。  
 様式第二十八の備考4を備考5とし、備考3を備考4とし、同様式の備考2中「意匠登録出願の年月日を記載する。」の下に「もとの意匠法第60条の6第3項に規定する国際意匠登録出願(以下「国際意匠登録出願」という。))についての出願の番号が通知されていないときは、【出願番号】を【出願日】とし、【平成何年何月何日提出の意匠登録願】のように意匠法第60条の6第1項に規定する国際登録の日の年月日を記載し、【出願日】の次に【整理番号】の欄を設けて、「一」のようにハナ

リ